二の2中「中高層共同住宅標準管理規約」を「マンション標準管理規約」に改める。

二の4中「特別修繕費等」を「修繕積立金等」に改める。

二の5中「見直しにあたっては」の下に「、「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に」を、「管理組合」の下に「の管理者等」を加え、「適時閲覧できるようにする」を「適時閲覧できるように配慮する」を「適時閲覧できるようにする」に、「建替え」を「建替え等」に改め、二中6を8とし、5の次に次のように加える。

6　発注等の適正化

管理業務の委託や工事の発注等については、利益相反等に注意して、適正に行われる必要があるが、とりわけ外部の専門家が管理組合の管理者等又は役員に就任する場合においては、マンションの区分所有者等から信頼されるような発注等に係るルールの整備が必要である。

7　良好な居住環境の維持及び向上

マンションにおけるコミュニティ形成については、自治会及び町内会等（以下「自治会」という。）は、管理組合と異なり、各居住者が各自の判断で加入するものであることに留意するとともに、特に管理費の使途については、マンションの管理と自治会活動の範囲・相互関係を整理し、管理費と自治会費の徴収、支出を分けて適切に運用することが必要である。なお、このように適切な峻別や、代行徴収に係る負担の整理が行われるのであれば、自治会費の徴収を代行することや、防災や美化などのマンションの管理業務を自治会が行う活動と連携して行うことも差し支えない。

六中「中高層共同住宅標準管理規約」を「マンション標準管理規約」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四百九十一号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年三月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地

二　変更する年月日

平成二十八年四月四日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

千葉事務所　千葉県千葉市中央区新町千番地

○国土交通省告示第四百九十二号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十六条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査業務の全部を廃止する届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年三月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

株式会社国際確認検査センター　大阪府大阪市中央区北浜三丁目七番十二号

二　廃止する年月日

平成二十八年三月十一日

○国土交通省告示第四百九十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮ノ廻川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

島根県雲南市大東町大東

三六七番三

三七八番五

一九〇七番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

島根県雲南市大東町大東

三六七番三

三七八番五

一九〇七番二

一九〇七番一　一号及び二号

一九〇八番一　三号

一九一〇番二　四号及び五号

一九一〇番一　六号及び七号

三六八番　八号

三六七番三　九号及び十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上寺田川Ａ

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県鹿足郡津和野町寺田

八二番内二　一号

二五九一番　二号

八七番　三号

八九番　四号及び五号

八六番　六号及び七号

八四番　八号

一一六番　九号

一一七番　十号

八三番　十一号

八一番一　十二号から十五号まで

○海上保安庁告示第十五号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　潮岬灯台（和歌山県東牟婁郡串本町）の南南西方約三四キロメートル

位置

所在地　潮岬南西方浮魚礁施設灯

北緯　三三―一〇―二三

東経　一三五―三三―五六

灯質　モールス符号白光　毎八秒にＵ（・―）

光達距離　実効光度一五〇カンデラ

六・〇海里

点灯年月日　平成二十八年二月四日

記事　一　附属施設　レーダー反射器

二　和歌山県管理

名称　洋野沖風況観測システム灯浮標

位置

所在地　階上灯台（青森県三戸郡階上町）の東方約三・一キロメートル

北緯　四〇―二六―五一

東経　一四一―四三―〇六

塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形

灯質　群閃黄光　毎二〇秒に五閃光

光達距離　実効光度八八カンデラ

点灯年月日　五・〇海里

記事　平成二十八年二月十七日

岩手県管理

○海上保安庁告示第十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　大分港ＪＸ大分シーバース灯

位置

所在地　大分県大分港（大分港鶴崎東防波堤灯台の東方約一・〇キロメートル）

北緯　三三―一六―四九

東経　一三一―四一―二五

変更した事項

記事

一　附属施設　副灯二個

(一)　灯質　モールス符号白光　毎八秒にＵ（・―）

(二)　光度　実効光度八〇カンデラ

(三)　光達距離　五・〇海里

(四)　設置場所及び高さ　本灯の西北西方約二一五〇メートル平均水面上から灯火まで九・二メートル、本灯の西方約四八〇メートル平均水面上から灯火まで八・八メートル

(五)　記事　副灯二個の灯火は本灯に同期している。

二　ＪＸエネルギー株式会社大分製油所管理

変更年月日　平成二十八年一月一日

名称　下関導灯（前灯）

位置

所在地　山口県下関市（壇ノ浦）

北緯　三三―五七―四二

東経　一三〇―五七―一四

変更した事項

塗色及び構造　三角形頭標付　白色　やぐら形

高さ　地上から構造物の頂部まで八・九メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル

変更年月日　平成二十八年二月八日